報酬法別表判事補の項一号又は二号の報酬月額の報酬を受ける判事補
報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事
報酬法別表判事補の項三号又は四号の報酬月額の報酬を受ける判事補
報酬法別表簡易裁判所判事の項八号又は九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事　百分の十五

別表第六（第十五条関係）

区分	割合
判事 報酬法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から九号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の二十
報酬法別表判事補の項五号から八号までの報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項十号から十三号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十五
報酬法別表判事補の項九号又は十号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項十四号又は十五号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十
報酬法別表判事補の項十一号又は十二号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項十六号又は十七号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の五

別表第七（第十五条関係）

区分	割合
判事 報酬法別表判事補の項一号又は二号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法第十五条に定める報酬月額又は報酬法別表簡易裁判所判事の項一号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の二十五
報酬法別表判事補の項三号又は四号の報酬月額の報酬を受ける判事補 報酬法別表簡易裁判所判事の項八号又は九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事	百分の十五

告示

○国家公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十七日　国家公安委員会委員長　松本　純

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区間
［略］	
二十四号	天理市から橿原市まで 五條市から和歌山市まで
［略］	
［二～四　略］	

路線名	区間
［同上］	
二十四号	天理市から橿原市まで
［同上］	
［二～四　同上］	

備考　表中「　」の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年三月十八日から施行する。

○外務省告示第九十九号

平成二十七年一月二十六日にモンテビデオで署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十九年三月十五日にモンテビデオで行われた。よって、同協定は、その第三十一条1の規定に従い、平成二十九年四月十四日に効力を生ずる。

平成二十九年三月十七日　外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第七十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第2第3部外用薬中「（ぜ）」、「キクタール　10g」、「（ら）」及び「ラベンダー油　1mL」を削る。

別表第5に次のように加える。